



環境リスクPress

2020年1月発行／VOL.24

アスベスト関連ニュース

2019年11月

市庁舎解体にてアスベスト建材をバールで破砕(大阪府守口市)

大阪府守口市の旧庁舎解体において、アスベスト含有の成形板等レベル3建材の除去で府条例に違反し、全面的にバールで破砕する杜撰工事だったことが判明。同庁舎では4つの建物にて、計約6300㎡のスレートなどアスベストを含有する成形板が使用されていた。解体工事請負のダイナ建設(大阪市)は2018年12月以降に約2か月掛けて、ビスや釘などを外してレベル3建材を割らずに原形のまま手作業で取り外す計画を府に届け出ていた。そして同12月、今年1月の住民説明会でも「ビスを外して原型のまま除去する」としていた。同下旬、実際には2018年12月の2日間で作業員100人以上を入れて適正に除去した」と市と府に説明していたことが判明。その後、市がアスベスト再調査を建築物石綿含有建材調査者協会に依頼し、現場に残された石綿保管場所となるコンテナ内を調べると、ビニル床タイルや石膏ボードが当初説明と違い、細かく割れて袋詰めされていた。石膏ボードは分析せずにアスベスト含有扱いで処理する計画だったことから不適正作業と判断。更に同調査者協会がレベル3建材を除去の施工場所を調べると、アスベスト含有の天井板や壁板を破砕撤去した痕跡が見つかる。「本館3階に撤去途中の天井板、割りながら撤去されたことが確認された」「各棟で広範囲に天井板を留めていた軽鉄下地及び木下地が確認された。下地にビス及び釘が残存、ビス周りに天井板の破片の残存が確認」。ビスが各棟で広範囲に残されており、ビス周りに建材破片が発見されたことから、全体的に天井板、壁板を原形で撤去ではなく、バールでの解体されたと結論づけた。市財産活用課は施工の下請け3社に確認し、3社共バール解体と認めたと明かす。当初説明とは異なり、実際にはアスベストを飛散させる不適正作業だったことが明らかになった。

アスベスト関連ニュース

2019年12月

続報)アスベスト工事規制強化

12月3日の厚労省有識者検討会にて現在の制度を見直す案が大筋了承された。大気汚染防止法を所管する環境省と調整のうえ、来年度にも実施することをめざす。新規制は、石綿を含む建材を使っているかどうかにかかわらず、届け出の対象を解体なら床面積80㎡以上、改修なら請負金額100万円以上の工事に拡大。石綿の有無を事前に原則現地で調査し、その結果の提出も義務づける。

規制強化によって戸建て住宅の解体だけでなく、部分的なリフォームといった工事も対象になる見通し。届け出件数は2018年が約13千件だったが、新規制のもとで200万件超に増えると厚労省は試算する。

アスベスト労災事業所1000か所超え(厚労省)

厚生労働省は12月18日、従業員がアスベスト(石綿)を吸って深刻ながんなどを発症し、2018年度に労災認定や救済認定を受けた事業所927カ所の名称を公表した。個人で作業を請け負うなど非公表のケースを含めると認定は1003カ所に達し、13年度以来5年ぶりに1000カ所を超えた。18年度の認定者数は前年度より34人増え、1088人だった。疾病別では、肺がんが前年度より50人多い394人、中皮腫(ちゅうひしゅ)が30人少ない543人、石綿肺が12人多い64人だった。業種別の労災認定者は建設業が全体の57.0%を占めた。造船業は8.9%で、大企業を中心に被害が目立つ。製造業全体では34.2%だった。

過去の環境リスクPressはこちらから [環境リスク.COM](http://www.kankyorisk.com) <http://www.kankyorisk.com>

【発行】 アスベックス株式会社

〒194-0023 東京都町田市旭町2-7-8

[TEL]042-726-0744 [FAX]042-726-0726